

2024年4月1日

福岡商工会議所

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員がその個性と能力を最大限に発揮するとともに、全職員の仕事と生活の調和を尊重し、多様な人材が健康で生き生きと働き続けられるよう労働環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～2029年 3月31日までの 5年間
2. 当会議所の課題
 - ・当所における女性正職員管理職割合は近年改善傾向ではあるものの、行動計画策定企業における同規模企業の水準（28.5%）を大きく下回っていることから、女性管理職割合の向上を目指す。
3. 目標
 - ・女性管理職割合を5%増加させる（23.0%）

取組1：職員のキャリア意識の形成・醸成と計画的な人材育成

<取り組み内容>

2024年4月～

- ・キャリア意識の醸成と人材育成を目指し、階層別研修やビジネスリーダー研修を実施するほか、社外研修にも積極的に参加を促す。
- ・女性活躍を推進するための外部勉強会への積極的な参加を促す

取組2：出産・育児等があってもキャリアが継続されるよう、仕事と生活の両立を尊重し、働きやすい職場環境を整備する

<取り組み内容>

2024年4月～

- ・時差出勤等諸制度の整備・利用促進することにより、育児との両立をはじめとする多様な働き方を創出する。
- ・時間外労働の適正管理及び縮減に向けた職員の意識醸成を図る。

2025年4月～

- ・定期的に就業環境や意識調査（職場風土・ハラスメント等）を実施し、出産・育児をしながら働く職員が、前向きに働き続けるための職場環境改善を行う。